勿凝学問 80

この度の泡沫(うたかた)の年金騒動の持久力はどのくらい？

――ガンバレ民主党、このままでは参院選までもたないよ――

2007 年 6 月 1 日

慶應義塾大学　商学部

教授　権丈善一

勿凝学問 79 への読者からの問い合わせ.......... 1

本日の本題.......... 2

追記.......... 6

追記２.......... 7

勿凝学問 79 への読者からの問い合わせ

なんとも盛り上がっているようですね、年金騒動。さっそく、先日書いた文章への感想などがいくつか届いています。そんななか、ひとつ質問があったので、この場でお答えします。

勿凝学問 79 で、次のように書いていました。

　現状では 5095 万 1103 件の「宙に浮いた年金記録」――この中に、97 年以前に転職した経験をもつわたくしの年金記録も含まれている。だからといって何が不安になり何が問題なのかわたくしにはまったく分からない（笑）――があるのだが、これら 5095 万 1103 件すべてを問題視するのは端なっからバカげている。自分が年金を受給する際に統合してもらえばすむ話であり、来年度から、年金定期便もはじまるために、それをみてそれ相応の手続をすればすむ話である。

そうすると、

> 先生は私学共済のなかでの転職でしょうから、問題ないのではないでしょうか？

違うって。

以前、次の文章を書いているのを思い出してください。

　今回の「追加費用」論議の摩訶不思議は、「追加費用」は本来企業拠出分たる＜公共拠出＞に相当するところを、不用意にか意図的にか「国等の負担」「地方公共団体の負担」（加藤紘一『被用者年金一元化をどう考えるか』(2006), p.10）と読み替えられ、この読み替による誤解に国民が誘(いざな)われたところから、生じているように思えて

ならない。

ところで、被用者年金（厚生・共済）一元化推進の中心人物で、「追加費用」を「国等の負担」「地方公共団体の負担」と読み替えて、その存在を強く批判する加藤紘一氏は、冊子『被用者年金一元化をどう考えるか』で、「本当に年金を公平に論じられるのは＜慶應大学か早稲田大学の教授＞しかいない」と書かれている。その理由は、「慶應や早稲田など40校ほどは（共済ではなく）厚生年金だと聞きました。本当らしいです。両大学の先生たちに是非、がんばって欲しい」ということにあるらしい。どうして慶應、早稲田を含めて40校ほどあるのに、期待されるのが慶應と早稲田だけなのか、大いに疑問をいだきたくなるところではあるが、上記『朝日新聞』紙上でコメントをしている＜慶應大学のK教授＞は、期待されているからには、（何を勘違いしたのか）やはりここは期待に応えなければならないだろうと思ったようで、新聞社からのインタビューに答えたそうである。それに彼は、2002年度に私立大学連盟（私大連）に設立されていた「年金問題検討委員会」のメンバーでもあったらしい。私学共済でない慶應は、私大連がかかえる年金問題とは無縁のはずなのだが、私大連の会長が慶應大学の塾長であるらしく、かわいそうに一年間、私学共済の年金問題を検討する会議に顔をださせられていたという。だから、私学共済にも、ちょっと詳しいという話もあったりする。

「勿凝学問43　首相の失言は優しく忘れてあげましょうよ、それが大人というものでしょう」『医療年金問題の考え方』,p.472.

ようするに、慶應は、私学共済が作られた頃、私学共済の高い保険料を払うのが辛かったから、厚生年金に残ったわけです――この一言、年金の専門家には被用者年金一元化に関してかなり大きな政策インプリケーションを持つわけですけど、そのあたり、今日のところは、分かる人には分かればよしということにしておきましょう。

本日の本題

さてさて本題――今回の年金騒動。民主党の仕掛け通りに、大いにもりあがったのはいいんだけど、どうも新聞の反応が悪い。テレビは、キャスターさんがみんなで眉間に皺よせて「国民の皆さん！こういう事態を絶対に許してはなりません(~_~メ）ピクピク」とやってくれているけど。いつものことながら、新聞ってのは、やはりテレビよりかなりIQが高いのか・・・？　ってことはなく、おそらく双方を利用する層になんらかの違いがあるんだろうけど。

昨日の読売新聞の社説なんか、民主党にとって痛いところを突いている。

党首討論は、「一方通行型」の質疑・答弁とならないよう、首相に反論権を認めている。首相の反論に対し、小沢代表が「ここは首相に質問する場」と述べたのは

> 解せない。小沢代表も具体的な解決策を示すべきだったのではないか。

前作、勿凝学問 79 で、次のように書いたけど、実は民主党、与党に要求していることの具体的解決策を、自分たち自身で持つことはできないんですよね。

> この話、野党がしかけはじめた当初から、自分にも絶対にできないことを相手に求めるという論法はフェアーじゃないなぁという感想をいだきながらながめていた。しかし民主主義のなかでの野党というのは大方そういうことができる立場であり、そうした論法を使っては卑怯だなどと言ったところで、なんの効力もない。特に日本のように、政権が目の前にあるわけではない野党には、そうした卑怯な論法を使わないでおくインセンティブがまったくなくなってしまっている。

5 月 30 日の党首討論では、民主党代表は、「自分は年金の専門家ではないので」とも言っていたと思うけど、彼の言っていることは首相が民主党代表に問い返したように、「もう一度、今私、小沢代表に確認をしたいわけだが、小沢代表は国民の方々から申請があれば自動的にそれに対して給付しろと仰って居るんですか？」と言いたくなるようなことであった。もっとも小沢代表は、「自動的にという言葉を使われたが、自動的というつもりはないが、そういう国民の主張を尊重するという立場にたって、その前提で運営されなければ意味がないんじゃないかということを申し上げている」と答えている。

こうなるともう、言葉の遊びだね。この期におよんで、新設されることになっている「有識者による第三者機関」――これは領収書などがない申し立ての場合に審査するための機関――で働く人たちが、「国民の主張を尊重しない」はずがない。と言うべきか、「国民の主張を尊重しない」でいられるほどの勇気のある人がいるとは想像しづらい。大切なことは、与えられた条件に沿って杓子定規に仕事をする訓練をしてきた人ではなく、臨機応変に機転の利く人をそのポジションに配することである。申し立て人の言い分を尊重して、可能なかぎり、税務署や銀行や昔の職場などなどから証拠になりうるものを海千山千の手法を使って探してくれようとするだろう――その意味で、今回の政治的盛り上がりは、年金制度のユーザーインターフェースを高めることに確実に寄与するはずと評価することができるのである・・・というのは先日の勿凝学問 79に関係する話である。

さてさて。
読売の社説は、今朝も、民主党の勝利へのシナリオに水をさすようなことを書いていた。

> だれのものか定まっていない年金記録が、未だに 5000 万件も積み残されているこ

とは無論、重大な問題だ。だが 5000 万人分の受給権が損なわれたわけではない。

一人に 1 つの基礎年金番号が割り振られる以前の記録であるから、持ち主はかなり重複している。基礎年金番号導入前に亡くなった人のものも多い。現実には 3 万人弱しかいない 100 歳以上の人の記録が、162 万件もある。

60 歳前の人の記録は支給が始まるまでに統合すればよい。支給年齢に達している人や遺族に支給漏れがあった場合は、時効撤廃により、遡って全額を受け取れるようになる。この作業を、出来る限り早急に、確実に行わなければならない。

ごもっともでございます。

ところで昨日、社説ではないんだけど、そして読売ではないんだけど、なんとも今回の「宙に浮いた年金記録」について正確な記事があったので、それを学生さんたちにでも紹介しておこうかなというのが、今日の主題である。朝日新聞の「ニュースがわからん！　宙に浮いた年金記録　大丈夫？」。

なにも言いません、ただ熟読してください。特に、次の疑問をもたれている方は是非とも――他紙では、どこも説明していません。

- ５０００万件の持ち主が見つかれば年金財政は破綻しないか？

Click ↑ please!

そして今朝あたりから、この問題に対して、各紙の記者たちは少しばかりスタンスを変えはじめてきたようにもみえる――気のせいか？

だって、この白黒がはっきりしたお顔なんか、今回の件に関して与野党双方にかなり怒っているよね。

Click ↑ please!

こうなると、「宙に浮いた年金記録」騒動の持久力はどのくらいなのだろうかと、溢れるほどの利他心を持つわたくしは、民主党を心配したくなる。。。

「小沢氏に批判的な若手議員も“年金で突っ込んでみよう”と期待をかける。ただ、消えた年金批判だけで参院選本番までムードを持続することは難しい。・・・」

『朝日新聞』2007 年 6 月 1 日朝刊 4 面

たしかに――。

今の年金騒動の盛り上がりは、5000 万件の未統合年金記録への国民の誤解に強く依存している。有権者が、いやいや、TV のキャスターさんとゲストコメンテイターを人選する人たちが 5000 万件の未統合記録の意味を知るのにどれほどの時間を要するのか――ポイントはそのあたりだろうね。

おっと、そうそう。二月ほど前の 4 月はじめに出たこの記事「年金記録　なぜ不備が？(社会保障ミステリー)」『日経新聞』(2007 年 4 月 7 日夕刊)――なぜにあの時期、正確に状況を把握できていたのか、その不思議さに驚いてしまう（笑)。

Click ↑ please!

これを読んだ 2 ヶ月ほど前、このお話が、今の時期にこんなに盛り上がりをみせるとはさすがに思わなかった――なかなかやるなぁ、民主党のキャンペーン！　いくらぐらいかかったんだろう？

それにしてもいつも思うのは、なんで毎回毎回、おかしな話にもっともらしいコメントをする専門家というものがでてくるのやら――我が業界の恥ずかしいところなんだけど、どうしようもないですね、こればかりは。起こっては消え盛り上がっては鎮(しず)みゆく泡沫(うたかた)の年金騒動にコメントしているのは、だいたい同じ人たちなんだから、世間も、そう人たちがコメントすれば、これは眉唾の話でいずれ鎮まる泡沫の年金騒動なんだなと気づけばいいのに――そんなこと、わかった上で悪のりして遊んでいるだけだって？（笑）　まっ、いいかぁ。

追記

この勿凝学問 80 を読んだ読者の声

　「今回は、産経もいいせんいってますよ」

を反映。

ついでに、これも――「被用者年金一元化のゆくえ」『年金時代』2006 年 7 月号より

　　来年の今頃、民主党はふたたび年金を政争の具とする政局作りに勤しんでいるはずであり今から とても楽しみである。

【主張】年金特例法案　政争より救済策が優先だ

2007/06/01, 産経新聞　東京朝刊面

　公的年金の受給漏れで請求権が時効になった人を救済する年金時効撤廃特例法案の衆院通過をめぐり、与野党の攻防が未明まで続いた。

　社会保険庁を廃止・解体する関連法案の処理も同時に進められ、これらに反発する野党側が、不信任決議案などの連発で激しく抵抗したためだ。

　しかし、国会が混乱する姿をいくら見せつけられても、国民の年金への不安は少しも解消しない。双方の主張に折り合いをつけるのが困難である以上、与党側の判断で採決に踏み切るのもやむを得ないだろう。

　野党は5月29日に提出したばかりの特例法案を採決するのは拙速だと批判し、限られた会期内で法案処理を迫られる与党は、年金加入者の立場からも早期成立が必要だと反論してきた。ここは政争の具とせず、記録紛失などで混乱が続いている公的年金問題の解決へ冷静に取り組むことを求めたい。

　５年の時効が過ぎて請求権が消滅してしまった年金は、少なくとも25万件、総額950億円に上ると推計されている。さらに、該当者不明で再調査が必要な公的年金は、約5000万件に上る。これにどう対応するかは、政府と与野党に課せられた当面の最大の責務といえる。

　とりわけ、30日の党首討論で民主党の小沢一郎代表から政府の対応をただされ、「まじめに年金を払ってきた人に理不尽なことはしない」と安倍晋三首相が明言した意味は大きい。

　首相は5000万件の再調査について「1年以内にすべての記録と照合する」ことも約束した。本当に１年で調査が可能なのか、与党内にも疑問視する声はあるが、首相の発言は重い。結果を出せなければ当然、政治責任を問われることになる。

　納付領収書がない場合などの受給権を判断するために、首相は「弁護士や税理士らによる第三者機関」を置くと述べたが、その性格付けや権限もまだよく分かっていない。

　特例法案は時効の撤廃を定めるものであり、救済措置の詳細は別途、詰めていくことになる。前農水相の自殺、年金問題の紛糾で公務員制度改革はじめ重要法案が宙に浮きかねない情勢である。安倍首相は先頭に立ち、政権への信頼を取り戻すときだ。

【産経抄】

2007/06/02, 産経新聞　東京朝刊　1 面

・　‥▼それはいいが、政治の世界でいつまでも「型」にこだわるのはいかがだろう。今国会終盤、民主党は何でも反対の党に変じた。委員長の口をふさぐという新戦法は加わったものの「実力」や不信任案乱発で採決を阻止しようとする。これこそ旧社会党の「お家芸」だった　▼社会保険庁の年金記録紛失は政府の責任である。だから、抵抗姿勢を示した方が世論の支持を得られるとの計算かもしれない。だが反対政党という「型」から抜け出せず、崩壊にいたった旧社会党の「悲劇」も忘れてはならないのだ。

ちなみに、産経は、パート労働者に対する厚生年金適用拡大では、きわめて適切な記事を書いていた。

追記２

あなたの年金　本当に大丈夫？

2007/06/01, 産経新聞　東京朝刊,3 面

年金記録紛失問題をめぐり、政府・与党は対応策を矢継ぎ早に打ち出している。政府の新たな対応策の発表や与党が提出した年金時効撤廃特例法案で、年金は本当に守られるのか。自分の年金に疑問を抱いた場合、どうすればよいのだろうか。

■まずは自分で記録照会手続き

≪5000万件の一人？／確認方法は？≫

宙に浮いた年金記録が5000万件（平成18年6月現在）もあると聞くと「国民の２人に１人が年金記録に誤りがあるの？」と驚きそうだが、大きな誤解だ。平成9年に年金記録を一元管理するため加入者全員に基礎年金番号が割り振られたが、それまでの記録は約3億件もあった。昔は結婚や転退職で複数の年金番号を持っていた人が少なくないためだ。

基礎年金番号と統合されていない約5000万件の中には、すでに死亡した人や納付期間が短く受給資格のない人のデータも含まれている。ただ、統合過程で「氏名の読み違い」や手書き台帳からの転記間違いなども発覚。社保庁側の紛失やミスで該当者不明になっているケースも相当あるとみられる。

転職や脱サラで厚生、共済、国民年金の制度間を移動した人や、結婚で姓が変わった人は要注意だ。未統合記録には20代のデータも約9万件ある。これは基礎年金番号が導入されていない10代のころに転職経験があり、勤務先の厚生年金の記録が未統合になったケースが多いという。「年金はお年寄りの話で自分は関係ない」と思わず、若い人も一度確認をしたほうがよさそうだ。

図 1　未統合年金記録と人口（権丈作）

	未統合年金記録	人口	(未統合年金記録／人口)比率
20-29	91,492	17,891,624	0.01
30-34	1,515,187	8, 592, 300	0.18
35-39	2,641,081	7, 963, 085	0.33
40-44	2,566,662	7, 692, 306	0.33
45-49	2,957,846	8, 829, 742	0.33
50-54	4,589,535	10, 372, 267	0.44
55-59	7,784,068	8, 682, 659	0.90
60-64	5,361,899	7, 697, 802	0.70
65-69	5,513,866	7, 079, 386	0.78
70-74	4,882,313	5, 880, 374	0.83
75-79	3,703,682	4, 133, 156	0.90
80-84	2,641,015	2, 605, 557	1.01
85-89	1,871,595	1, 528, 075	1.22
90-94	1,627,432	569, 039	2.86
95-99	1,278,265	118, 237	10.81
100-	1,623,324	12, 230	132.73
不明	301,841	-	-
合計	50,951,103	99,647,839	0.511

◇

自分の記録に疑いがあると思ったら、まず自分の基礎年金番号を調べる。国民年金は年金手帳に記載されており、厚生年金ならば会社に問い合わせて教えてもらう。

社会保険事務所に出向き、基礎年金番号をもとに記録照会の手続きを取ると、年金の種類や加入期間、納付月数などが記載された回答票をもらえる。多少時間はかかるが、電話での問い合わせでも郵送で回答票を送ってもらえる。このほか、社保庁のホームページでは24時間、記録照会をすることができる。ただ、初回はユーザーIDとパスワードの発行が必要。現在は申し込みが殺到し、「発行に3週間程度かかる」(社会保険業務センター)状態で、すぐに記録を知りたい場合は面倒でも社会保険事務所に足を運んだほうがよさそうだ。

社保庁では今後、24時間態勢で週末もつながる全国統一電話番号を開設するなど相談態勢を充実させる予定だ。

■通帳、家計簿で納付確認も検討

≪通知が届いたら？／領収書がない場合は？≫

社保庁は5000万件の未統合年金記録の照合を1年間で完了させる方針で、そのうち受給年齢にあたる2880万件の記録と、すでに年金を受給している3000万人の記録の照合を優先的に行う。

照合の結果、氏名や生年月日など記録の一部が一致すれば、20年10月までに社保庁から「支給漏れの可能性がある」との通知が送付される。年金の加入履歴も併せて送り、支給漏れがないか社保庁に問い合わせるよう勧める文書も同封されている。

ただ、記録の詳細については、本人になりすまして支給漏れ年金を受け取ることを防ぐため伝えない考えだ。

もし、「可能性がある」との通知が届いたら社会保険事務所に行き、自分の未統合記録があるかどうかを確認する。記録が自分のものと確認されれば、改めて年金支給額を決める手続きを取り、支給漏

れ分の年金を受け取ることができる。

◇

不明となっている年金記録の確認について、社保庁はこれまで、領収書など保険料の納付が確認できる書類の提示を求めていた。

ただ、何十年も前の領収書を保管している人は少なく、世論の批判が集中したことから、領収書以外でも納付があったと判断できれば年金を支給するよう対応を改めることにした。

領収書に代わる書類としては銀行通帳の出金記録や家計簿のほか、社員名簿や社内報、過去の雇い主の証言も参考にする考えだ。さらに、弁護士や税理士など専門家による第三者委員会で加入者から事情を聴き、話に合理性があれば認める方針だ。

だが、判定基準づくりはこれから。基準を厳しくすれば、これまでとあまり変わらない対応となり、申請者の納得を得られない。

甘くすれば同姓同名の別人との混同などのトラブルや、保険料を払っていないことを知りながら申請する悪質者を排除できないという課題を抱え、順調にスタートできるかは不透明だ。

◇

■過去の差額分、全額救済可能に

現在は年金の支払いを受ける権利には時効があり、2カ月ごとの支払い月から5年が経過すると、順次権利が消滅してしまう。せっかく「可能性がある」との通知が届いても、確認作業に時間がかかると時効の壁で差額を受け取れない。

与党の年金時効撤廃特例法案は、こうした不都合を防ごうというものだ。法案が成立すれば、記録が確認できた時点で過去の差額分が全額一時金として支払われる。

過去に記録漏れが認定されたが、時効で5年間分しか年金支給されなかった人も差額分がもらえるようになる。記録照合できたときに受給者が死亡していた場合は、遺族年金に反映させる。

この結果、記録漏れが判明しながら時効で受給できなかった25万件950億円（社保庁推計）は全額救済が可能になる。

ただ、5000万件の未統合記録分は推計の中に含まれていない。特例法案による救済も、加入者が年金記録の不備に気付き、納付を証明できた場合の話で、年金記録問題の根本解決というわけにはいかない。